

京都市職員共済組合公告第17号

京都市職員共済組合定款の一部変更について

京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

令和8年3月31日

京都市職員共済組合

理事長 藤田 洋史

第46条の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分	
一般組合員 短期組合員 市長組合員 特定消防組合員	1,000分の48.44	1,000分の8.00	1,000分の1.15	1,000分の1.54	1,000分の48.44	1,000分の8.00	1,000分の1.15	1,000分の1.54
長期組合員 後期高齢者等短期組合員 市長長期組合員	1,000分の2.32	—	—	—	1,000分の2.32	—	—	—

第47条中「介護納付金の納付に係るもの」を「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に係るもの」に、「1,000分の106.36」を「1,000分の99.96」に、「1,000分の16.60」を「1,000分の16.00」に、「額とする」を「額とし、子ども・子育て支援納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は同項に規定する標準報酬の月額に1,000分の2.30を乗じて得た額とする」に改める。

第49条中「令和7年度」を「令和8年度」に、「1,206円」を「1,386円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第46条第1項及び第47条の規定は、令和8年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)